

(様式第1号)

指定管理者制度導入施設の管理運営状況【令和 7 年度】

※1～6, 9:施設所管課記入, 7:指定管理者記入, 8:指定管理者及び施設所管課記入

指定管理者名	社会福祉法人大崎市社会福祉協議会
施設所管課	鳴子総合支所市民福祉課

1. 施設名

施設名	大崎市鳴子デイサービスセンター	施設の住所	大崎市鳴子温泉末沢1
		電話番号	0229-82-3012

2. 施設の概要

設置年月日	平成8年2月20日	設置条例等	大崎市デイサービスセンター条例
設置目的	在宅の虚弱高齢者への入浴・食事・日常動作訓練等のサービスを提供し, 社会的孤立感の解消や心身機能の維持向上, ご家族の身体的・精神的な負担の軽減を図る。		
施設の内容	温泉入浴施設を備えて, 鳴子温泉地域の在宅高齢者の健康維持及び生活の安定を図るための各種介護サービスを提供する。		
利用料金	大崎市デイサービスセンター条例第6条の規定による。		
閉館日, 開館時間	閉館日:毎週水曜日・日曜日, 12月29日から1月3日 開館時間:毎週月・火・木・金・土曜日の午前9時30分から午後3時30分		

3. これまでの管理運営状況

期 間	管 理 形 態	管理受託者又は指定管理者等
平成 18 年度～平成 22 年度	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他	3 社会福祉法人大崎市社会福祉協議会
平成 23 年度～平成 27 年度	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他	3 社会福祉法人大崎市社会福祉協議会
平成 28 年度～令和 2 年度	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他	3 社会福祉法人大崎市社会福祉協議会

4. 現指定管理者の指定期間

指定期間	令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日 (5 年 0 ヶ月)
選定方法	1.公募 (応募者数: 団体) ②非公募

5. 指定管理料

令和 7 年度(ア)	令和 6 年度(イ)	(ア) - (イ)
0 千円	0 千円	0 千円

※(ア)は当該年度, (イ)は前年度とし, それぞれ決算額ベース。

6. 指定管理者が行う管理運営業務の内容

大崎市鳴子温泉地域デイサービスセンター施設指定管理者基本協定書第9条に定める業務 (1)管理施設の使用許可に関する業務 (2)管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務 (3)管理施設等の維持管理に関する業務 (4)大崎市又は社会福祉法人大崎市社会福祉協議会が必要と認める業務
--

7. 利用実績等

(1)利用者数

(単位:人, 件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月_	小計
令和 6 年度	565	589	552	598	610	601	3,515
令和 7 年度	711	727	683	761	711	734	4,327

(単位:人, 件)

	10月	11月	12月	1月	2月	3月_	小計	総計
令和 6 年度	716	703	598	569	569	600	3,755	7,270
令和 7 年度	742	672	692	624	632	692	4,054	8,381
主な増減要因	新規の相談が例年に比べ多かったこと、前年度より鬼首地域のご利用者の受け入れを行ない、ご利用が定着したこと、軽介護度のご利用者の増により不調による休止なども減少したことで、安定した利用率が確保できたことが要因と考えられる。							

※上段に前年度実績を記載し、下段に当該年度を記載すること。

(2)利用料金収入

(単位:千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	小計
令和 6 年度	4,448	4,595	4,285	4,591	4,737	4,855	27,511
令和 7 年度	5,731	5,981	5,562	6,145	6,039	6,183	35,641

(単位:千円)

	10月	11月	12月	1月	2月	3月_	小計	総計
令和 6 年度	5,709	5,660	4,871	4,606	4,866	5,206	30,918	58,429
令和 7 年度	6,196	5,746	5,807	5,203	5,238	5,410	33,600	69,241
主な増減要因	安定した実人数・延人数が確保できたことにより収入増に繋がったと考えられる。							

※上段に前年度実績を記載し、下段に当該年度を記載すること。

(3)サービス向上や利用者数の増加等のために実施した主な取り組み

2ヶ月に1回の虐待の芽チェックを実施し、定例会議で集計結果報告及び意見交換をすることで、不適切ケアへの気付きに繋がった。事業所内研修を毎月計画通り実施し、通所介護事業所として必要な知識・技術を学ぶことで意識の向上が図れている。
行事ではボランティア協力による敬老会、秋のお楽しみ会、新年会などを実施。季節毎の創作や外出も行い、マンネリ化しないよう努めた。
個別機能訓練を開始したことで、運動に興味のあるご利用者へのアプローチができた。

(4)施設利用者の主な声やその対応状況

満足度調査集計結果より概ね満足との意見だったが、入浴の部分で1月末から3月中旬までの入浴用昇降リフト故障によりリフト浴に支障が出たことについて、早期の改善を願うという意見と共に不満との回答が数件あった。冬場の故障ということもあり、職員数名でのかけ湯や一般浴対応で対処したが、ご利用者側でも不安がある様子だった。日常的に女性ご利用者が最初に入浴することになっているが、男性ご利用者から「月に1回でもいいので女性より先に入ってみたい」との意見があったため、次年度に向けて実施できるよう検討している。

(5)施設の管理運営における課題

経年劣化による破損が続いている。職員で修繕可能な部分は出来る限り対応しているが、専門業者を頼らざるを得ない破損が多くなっている。特に、空調や入浴設備などご利用者の身体及び通所業務に影響する部分が多い。

8. 管理運営状況

評価項目	評価基準	自己評価	所管評価
------	------	------	------

1 施設全般の管理運営に関する業務

(1)人員配置	管理運営に必要な人員及び有資格者を配置している。	○	○
(2)職員研修	業務に必要な職員研修や教育等を適切に行っている。	○	○
(3)管理記録	各種の管理記録(業務日誌等)を適切に整備、保管している。	◎	◎
(4)安全管理	日常の安全管理や緊急時のマニュアル整備等の体制を整備している。	○	○
(5)清掃・維持管理	施設、設備等の保守点検や維持管理等を適切に行っている。	◎	◎
(6)施設等の修繕	施設や備品等の修繕を適切に行っている。	○	○

2 利用者に関する業務

(1)利用状況	事業計画書等に基づく利用者数や施設の稼働率がある。	◎	◎
(2)利用料金	利用料金の設定、徴収、減免、還付等の手続きを適切に行っている。	◎	◎
(3)利用者満足度	利用者ニーズの把握に向けた取り組みを行っている。	○	○

3 事業の実施

(1)指定事業	仕様書、事業計画書に基づく事業を実施している。	○	○
(2)自主事業	施設の設置目的に沿った自主事業を実施している。	○	○

4 個人情報の取扱い

(1)個人情報の保護	協定書等に基づき適切に個人情報を取り扱っている。	○	○
------------	--------------------------	---	---

5 管理運営業務の収支等

(1)収支状況	事業計画書等に基づく妥当な事業収支である。	◎	◎
(2)効率的な運営	経費の節減や利用料金収入の向上に向けた取り組みを行っている。	○	○
(3)経理事務	専用口座、帳簿等を備え、適切な経理事務を行っている。	◎	◎

評価		評価の考え方
◎	(優良)	協定書や事業計画書等より優れた内容で管理運営を行った。
○	(良好)	協定書や事業計画書等に基づき適正な管理運営を行った。
△	(課題有)	協定書や事業計画書等を下回る内容であり、一部の業務に改善が必要である。
×	(改善要)	協定書や事業計画書等に基づく管理運営が行われなかったため改善を要する。

※ 該当しない項目については、「－」を記入してください。

9. 施設所管課の総合評価

平成8年から30年間鳴子温泉地域のデイサービス事業を担い、近年は、過疎化・高齢化が深刻な地域の実情を熟知して利用者との信頼関係を築いており、安心して事業運営を任せられる事業者であると評価できる。

利用者増加に向けた丁寧な相談対応、土砂災害によるオニコウベデイサービスセンターの利用者の受け入れ等の柔軟な対応、職員の技術や知識取得のための研修機会、職員間のコミュニケーション機会の創出等、しっかりと本事業へ取り組む姿勢が伺われ、満足度の高い事業運営は、高く評価できる

(様式第1号)

指定管理者制度導入施設の管理運営状況【令和 7 年度】

※1～6, 9:施設所管課記入, 7:指定管理者記入, 8:指定管理者及び施設所管課記入

指定管理者名	社会福祉法人大崎市社会福祉協議会
施設所管課	鳴子総合支所市民福祉課

1.施設名

施設名	大崎市オニコウベ・デイサービスセンター	施設の住所	大崎市鳴子温泉鬼首字宮沢53-1
		電話番号	0229-86-2727

2.施設の概要

設置年月日	平成8年2月20日	設置条例等	大崎市デイサービスセンター条例
設置目的	在宅の虚弱高齢者への入浴・食事・日常動作訓練等のサービスを提供し, 社会的孤立感の解消や心身機能の維持向上, ご家族の身体的・精神的な負担の軽減を図る。		
施設の内容	温泉入浴施設を備えて, 鳴子温泉地域の在宅高齢者の心身の健康維持及び生活の安定を図るための各種介護サービスを提供する。		
利用料金	大崎市デイサービスセンター条例第6条の規定による。		
閉館日, 開館時間	閉館日:毎週水・日曜日, 12月29日から1月3日 開館時間:毎週月・火・木・金・土曜日の午前9時30分から午後3時30分		

3.これまでの管理運営状況

期 間	管 理 形 態	管理受託者又は指定管理者等
平成 18 年度～平成 22 年度	1.直営・2.管理受託③指定管理・4.その他 3	社会福祉法人大崎市社会福祉協議会
平成 23 年度～平成 27 年度	1.直営・2.管理受託③指定管理・4.その他 3	社会福祉法人大崎市社会福祉協議会
平成 28 年度～令和 2 年度	1.直営・2.管理受託③指定管理・4.その他 3	社会福祉法人大崎市社会福祉協議会

4.現指定管理者の指定期間

指定期間	令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日 (5 年 0 ヶ月)
選定方法	1.公募 (応募者数: 団体) ②非公募

5.指定管理料

令和 7 年度(ア)	令和 6 年度(イ)	(ア) - (イ)
0 千円	0 千円	0 千円

※(ア)は当該年度, (イ)は前年度とし, それぞれ決算額ベース。

6.指定管理者が行う管理運営業務の内容

大崎市鳴子温泉地域デイサービスセンター施設指定管理者基本協定書第9条に定める業務 (1)管理施設の使用許可に関する業務 (2)管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務 (3)管理施設等の維持管理に関する業務 (4)大崎市又は社会福祉法人大崎市社会福祉協議会が必要と認める業務
--

7. 利用実績等

(1)利用者数

(單位:人,件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	小計
令和 6 年度	130	132	122	120	124	90	718
令和 7 年度							0

(單位:人,件)

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	小計	総計
令和 6 年度							0	718
令和 7 年度							0	0
主な増減要因	令和6年9月22日発生の土砂災害により、令和7年度は施設を休止しているため。							

※上段に前年度実績を記載し、下段に当該年度を記載すること。

(2)利用料金収入

(単位:千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	小計
令和 6 年度	1,197	1,158	1,114	1,037	1,023	679	6,208
令和 7 年度							0

(単位:千円)

[illegible]

※上段に前年度実績を記載し、下段に当該年度を記載すること。

(3)サービス向上や利用者数の増加等のために実施した主な取り組み

(4)施設利用者の主な声やその対応状況

--

(5)施設の管理運営における課題

4月中旬通行止めは解除となったものの雨量によっては通行止めになるとの事、今後の再開は見込めない様子。

8. 管理運営状況

評価項目	評価基準	自己評価	所管評価
------	------	------	------

1 施設全般の管理運営に関する業務

(1)人員配置	管理運営に必要な人員及び有資格者を配置している。	-	-
(2)職員研修	業務に必要な職員研修や教育等を適切に行っている。	-	-
(3)管理記録	各種の管理記録(業務日誌等)を適切に整備, 保管している。	-	-
(4)安全管理	日常の安全管理や緊急時のマニュアル整備等の体制を整備している。	-	-
(5)清掃・維持管理	施設, 設備等の保守点検や維持管理等を適切に行っている。	-	-
(6)施設等の修繕	施設や備品等の修繕を適切に行っている。	-	-

2 利用者に関する業務

(1)利用状況	事業計画書等に基づく利用者数や施設の稼働率がある。	-	-
(2)利用料金	利用料金の設定, 徴収, 減免, 還付等の手続きを適切に行っている。	-	-
(3)利用者満足度	利用者ニーズの把握に向けた取り組みを行っている。	-	-

3 事業の実施

(1)指定事業	仕様書, 事業計画書に基づく事業を実施している。	-	-
(2)自主事業	施設の設置目的に沿った自主事業を実施している。	-	-

4 個人情報の取扱い

(1)個人情報の保護	協定書等に基づき適切に個人情報を取り扱っている。	-	-
------------	--------------------------	---	---

5 管理運営業務の収支等

(1)収支状況	事業計画書等に基づく妥当な事業収支である。	-	-
(2)効率的な運営	経費の節減や利用料金収入の向上に向けた取り組みを行っている。	-	-
(3)経理事務	専用口座, 帳簿等を備え, 適切な経理事務を行っている。	-	-

評価		評価の考え方
◎	(優良)	協定書や事業計画書等より優れた内容で管理運営を行った。
○	(良好)	協定書や事業計画書等に基づき適正な管理運営を行った。
△	(課題有)	協定書や事業計画書等を下回る内容であり, 一部の業務に改善が必要である。
×	(改善要)	協定書や事業計画書等に基づく管理運営が行われなかったため改善を要する。

※ 該当しない項目については, 「-」を記入してください。

9. 施設所管課の総合評価

令和7年度の事業運営においては、令和6年9月に発生した施設近隣の土砂崩れにより事業を休止している。オニコウベデイサービスセンター利用者については、鳴子デイサービスセンターで引き継ぎ利用いただいているが鬼首地区の利用者が少しずつ増加しており鳴子デイサービスセンターにおいてもしっかりサービスが提供されていることが伺われる。

オニコウベデイサービスセンターの再開が見通せない中にあるが、引き続き、鳴子温泉地域の介護サービス利用者のため、尽力いただきたい。